

町政を^{ただ}質す!!

一般質問

令和元年第4回町議会(定例会) 一般質問には、
6人の議員が登壇し、多岐に渡り白熱した議論が展開されました。

※一部要約して記載しております。

ここが聞きたい!



渡部 正騎 議員

今後の職員数の見通しは?

8



佐藤 登 議員

今後の遊休地の活用方法について

9



佐藤 昇 議員

JR利用促進に向けた施策の更なる展開を

10



岩澤 武征 議員

「自衛官適齢者名簿」提供は、法的義務はなく、
プライバシー権の侵害でやめるべき

11



阿部 君枝 議員

自転車保険加入の促進を求める取り組みを

12



山本 悟 議員

図書館の利用促進に向けた今後の方策は

13

一般質問とは?

一般質問は、町の行政全般(一般事務)に関し、執行者所見や疑義について質問できるものです。

質問する議員も、受ける執行機関も十分な時間が必要なことから通告制とし、事前に質問内容を通告することとしています。

本町議会では質問と答弁がかみ合うように、全文通告制がとられています。

再質問からは、一問一答方式が採用されており、回数に制限なく質問時間を一議員 30 分以内としています。

一般質問

渡部 正騎 議員



問

今後の職員数の見通しは？

答

職員数の減員を基本に、行政サービスや組織機能を維持していく

問 第2次遠軽町定員管理適正化計画では、令和3年4月1日までに職員数を241人とする数値目標が定められています。この数値目標を定める

目的は、将来の厳しい財政状況を見据えたものであり、限られた財源を有効に活用するためです。

今年3月に発表された地方公共団体定員管理研究会の「第10次定員モデル」は、教育、消防、公営企業等会計を除いた一般行政部門を対象に、様々な指標を多重回帰分析すること、平均的な職員数を求める参考指標であり、このモデルを利用す

ると、遠軽町の平成30年度一般行政部門職員数は217人と算出されるが、実職員数は197人で、すでに20人少ない現状です。

また、今年度より総合支所所属だった保健師が保健福祉課の所属になったこと、遠軽町の年齢別職員構成で30代の職員が少ない状況、時間外勤務の上限が月45時間になったことなどの背景を踏まえたうえで、次の点について伺います。

- 1 現状の職員数は適当と考えているか。
- 2 職員の年齢構成の平準化に対する対策は。

3 将来の本所と各総合支所の人員配置計画は。

町長

1 現在252人の職員数であり、定員管理適正化計画の本年4月1日の計画職員数245人と比較し、7人多い現状です。将来にわたり健全な財政基盤を確保し、持続的運営を行うためには、今後組織機構の見直し、事務事業の合理化・簡素化、施設の統廃合などにより、着実に計画の推進を図る必要があります。

2 平成18年1月に策定した第1次定員管理適正化計画では、財政の収支

バランスを改善させるため、合併協議の結果や行政改革の取組を踏まえ、

毎年採用計画を2人とし、職員採用を行ってきました。その結果、30代前半の職員が少ない状況です。第2次定員管理適正化計画では、職員数の減員を基本としつつ、行政サービスや組織機能が低下することがないように、職員の年齢構成の平準化にも考慮し、毎年の採用計画をたてており、今後この計画を着実に推進していく考えです。

3 行政需要がますます複雑化・高度化する中で、限られた人員により、質



バランスのとれた人材の活用を

の高い行政サービスを提供し、また新たな行政課題に的確に対応するためには、職員配置の一層の効率化・適正化の推進が必要です。本所と各総合支所の人員配置については、このような視点にたち、町全体として安定的に行政サービスを提供していく考えです。

ただ 町政を質す!!

一般質問

佐藤 登 議員



問

町民の長年の夢であつた道の駅が今年12月にオープン予定、また、町民センターについては、令和3年7月頃に開館する予定です。

これら二つの大型事業が完成した後の町づくりとして、遊休地となっている町有財産について第2次遠軽町総合計画の後期実行計画に取り込むべきではないかと考えます。今後どのように進めていくのか、次の点について伺います。

1 日本通運株式会社から平成28年度に1億800万円で購入した土地(8307・8㎡)が、現在駐車場として利用さ

問

今後の遊休地の活用方法について

答

具体的な活用事案が出てきた際に検討する

れています。近隣商業地域に立地したこの土地をコンパクトな市街地を保持する基本方針を踏まえて、今後どのような活用を考えているのか。

2 旧遠軽小学校の活用については、平成20年度から4回にわたり同様な質問があげられています。10年以上経過した現在においても明確な回答が得られていません。どのような活用を考えているのか。

町長
1 大通北1丁目の土地については、市街地中心部に位置する大きな更地であり、将来的に公共の

利益になり得ることから、土地の切り売りを防ぐために、土地開発基金により取得したものです。

現時点で、具体的な利用計画はありませんが、今後のまちづくりを進めていく中で必要となる土地として保有し、具体的な活用事案が出てきた際に、その利用について検討していきたいと考えています。

2 旧遠軽小学校の活用については、現在、普通財産として管理しており、具体的な他の施設への転用の考えはありません。

これまでの回答同様、今後施設の利活用について具体的な検討を行う場合

合は、地域の意見を聞き、施設への転用が町民サービスに資すると判断できた場合において、活用していきたいと考えています。

※そのほか、「都市計画道路について」質問し、「計画策定から60年経過し、現実に施行不可能な路線は、都市計画マスタープランから削除すべきではないか」との質問に、「施行不可能な路線については、都市計画マスタープランでも見直しが必要である」と回答を得ました。

質問、答弁は要約されています。

議会だよりでは質問・答弁の内容を議員それぞれが要約したものを載せております。質問・答弁の全文については、スペースの都合から載せることが出来ませんが、詳しくお知りになりたい方は遠軽町議会事務局へお問い合わせください。

なお、全文記載の会議録ができあがるまで、当該議会が終了後、約3か月かかります。

一般質問

佐藤 昇 議員



問

JR利用促進に向けた施策の
更なる展開を

答

費用対効果も含めて、慎重に
検討したい

問 石北本線の維持に向

けた取り組みとして、本年6月1日から来年3月31日まで石北本線団体利用促進助成事業、町外者鉄道利用促進助成事業が展開されることとなり、今後の鉄道利用の促進に向けて大いに期待しています。

ただ、これらの事業は対象が団体に限られていることなどもあり、更に考えられる施策の展開を図る必要性もあるのではないかと思います。

1 今、全国的に高齢ドライバーによる交通事故が多く発生しています。政府においても「交通安

全緊急対策」が閣議決定

され、その中でも特に「高齢者の移動を支える施策の充実」が盛り込まれています。

高齢ドライバーに限らず、交通事故防止は社会全体で取り組むべき課題とはいえ、高齢ドライバーによる交通事故を少しでも防ぐという観点と、

JR利用促進という観点から、自ら運転免許証を返納された方や、運転免許を保有する高齢ドライバーの方が、やむを得ず北見や、旭川の病院等へ通院しなければいけないなどの事情でJRを利用した際、一定の条件のも

とに助成の対象にできる

ような施策の展開を図ることができないか。

2 JR存続に向けた意識喚起、子どもたちの社会勉強という視点で「親子」「祖父母と孫」によるJR乗車体験ツアーのようなものを企画し、一定の助成の対象とするなどの施策の展開ができないか。

町長 (1点目、2点目とも合わせての答弁)

昨年7月に発表された国のJR北海道への監督命令に基づいてJR北海道から今年度と来年度の2か年を「第1期集中改

革期間」としての線区別

事業計画(アクションプラン)の発表がありました。

アクションプランにかかる取り組みとして、JRはもとより沿線自治体

JR促進のために様々な検討を



施する利用促進事業などを盛り込んでいます。本町では、平成29年12月に設立した町内4団体からなる石北本線利用促進協議会を中心に今年度においても利用促進に向けた事業を実施しています。

これまで様々な利用促進事業を実施してきましたが、その都度、事業効果を検証しながら見直しを含め実施しているところであり、特に助成事業については費用対効果を含めて慎重に検討すべきものと考えています。

今年度の助成事業については始まったばかりでその効果は図れませんが、今後においても助成事業に限らず本庁のJR利用促進事業全体の事業、アクションプラン全体の事業効果を検証しながら石北本線の存続に向け事業展開を図っていききたいと考えています。

ただ町政を質す!!

一般質問

岩澤 武征 議員



問

新聞報道によると、

安倍首相の自衛官募集をめぐる発言に、オホーツク管内の市町村からも戸惑いの声が上がっています。

管内18市町村の内7町は入隊適齢者の名簿を提出し、11市町村は、住民基本台帳の閲覧は認めているものの、名簿提出は行っていない、ということです。

安倍首相は、「自衛隊を憲法に明記することで、6割以上の自治体が、自衛隊への名簿提出に協力しないような空気は変わる。」と述べて、改憲の必要性を強調しました。

問

「自衛官適齢者名簿」提供は、法的義務はなく、プライバシー権の侵害でやめるべき

答

法に則って町は提出している

3月議会で、町は名簿

を提出していること、本人には確認していないことが、担当者の答弁で明らかになりました。そこで、次の点について伺います。

- 1 個人情報取り扱いについての考えは。
- 2 いつから、どのような内容か。
- 3 法的根拠は何か。

町長

- 1 個人情報保護条例の規定に従って適正に取り扱っています。
- 2 平成18年以降、住所・氏名・生年月日・性別を紙媒体で提供していま

す。

- 3 自衛隊法第97条第1項「市町村が政令で定めるところにより募集事務の一部を行う」、自衛隊法施行令第120条「市町村長へ必要な報告又は資料の提出を要求することができる」との規定を根拠としています。

再問

住民基本台帳法第11条では、個人情報の観点から住民基本台帳の原則非公開を定めており、国の機関が法令で定める事務の遂行のために法的に住民基本台帳の「閲覧」を請求できるとしています。

本募集に関しては、国

からの文書も「依頼」となっており、名簿提供は法的義務ではありません。オホーツク管内の11市町村も以前は大半が名簿を提出していました。しかし、安保関連法をめぐって名簿提出の是非が議論となり、関連法令を精査し直し住民基本台帳の「閲覧」に切り替えました。

安倍首相が閲覧のみの自治体を批判したことについて、管内の市町村から「法令に則った事務処理をしているのに協力拒否と言われるのは違和感がある」「そもそも慎重に取り扱うべき個人情報

を名簿にして渡すことには抵抗がある」という不満が漏れています。

本人や保護者の同意を得ないで個人情報や第三者に名簿で提供しているのはプライバシー権の侵害であり、自衛隊への名簿提供はやめるべきと考えますがいかがですか。

町長

「依頼」であつても、自衛隊法に基づいており、法に則って町は提出しています。

制度に基づいた個人情報の取り扱いをしていく



一般質問

阿部 君枝 議員



ただ 町政を質す!!

問

身近で手軽な乗り物として多くの人が利用する自転車歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。

そこで、万一の事態への備えが必要です。また、自転車保険条例の制定が自治体に広がる動きがあり、そのことを踏まえて国は今年一月、国土交通省内に自転車事故による損害賠償保険の在り方を協議する有識者会議を発足させました。

保険の補償内容や、自転車損害賠償保険と同様、全国一律で自転車利用者に保険加入を義務付ける

問

自転車保険加入の促進を求める
取り組みを

答

加入促進の啓蒙活動等を行って
いきたい

かどうか検討を行っています。

自転車は子どもから高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力にも大きな差があり、丁寧な議論も求められます。

また、事故を起こした自転車運転者の約四割が二十歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘されています。そこで、次の点を伺います。

1 自転車事故対策と、その周知について。

2 安全教育について。

3 町民の自転車保険の加入状況と加入促進の周知について。



4 自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せているが、町は、どの様に考えているか。

町長 町では毎年交通安全実施計画を定め、通年運動の重点項目の一つに

「自転車安全利用」を掲げ広報啓発を推進しています。また、交通安全運動期間中については、町内の関係団体に協力をいただき、各地域において街頭啓発に取り組んでいます。

安全教育については保育所及び小学校から高校まで全ての学校で交通ルールやマナーの順守のための交通安全教室を行っています。

保険の加入状況については個人情報であり把握することはできませんが、加入促進については北海道自転車条例及び交通安全実施計画に基づき広報

啓発を推進しております。自転車保険加入の義務化や促進を求める条例の制定については町としては条例化することは考えていませんが、道条例で「自転車利用者は自転車損害賠償保険に加入することが努力義務とされた」ことから、町としましては万が一の事故等に備え、自分と相手を守る観点からも保険加入は必要との認識を持っており、従来の交通安全活動に加えて機会をとらえ、自転車損害賠償保険の加入促進の啓蒙活動等を行って参りたいと考えております。

町政を質す!!

一般質問

山本 悟 議員



問

インターネットやスマホの普及による「活字離れ」「読書離れ」が叫ばれている現在、遠軽町図書館においても利用者、貸出冊数が減少傾向にあるようです。

小学生から大学生まで「読む力」「読解力」の低下が問題視される中、文部科学省は、図書館の設置、運営基準を示しており、遠軽町においても図書館事業の質と、利用者と貸出冊数の増加につながる図書館サービスを通民に提供する必要があります。考えます。

さらに、今年度の教育行政執行方針に、図書館

問

図書館の利用促進に向けた今後の方策は

答

学校図書室へ支援を調査研究中、司書は嘱託職員で配置している

教育長

1 昨今の「活字離れ」や「読書離れ」の傾向があることは、私も感じているところであります。

このような情勢におきましては、即効性のある対応策は、なかなかありませんが、幼少期のお子さんや青少年期の子どもたちに、本を読むことが楽しいと感じてもらえるような事業を実施し、住民の年齢各層に合わせた読書の普及策を地道に行っていくことが必要であると考えております。

2 従来、図書館が学校図書室に対して、直接かわることがなかったこ

とから、今年度に、学校図書室がどのような支援を求めているのか調査研究を行い、それを受けて、図書館としてできることを把握し、学校図書館の

読書離れの中、これからの図書館の役割は



充実に向けた取り組みを行って参りたいと考えております。

3 文部科学省から出されている運営上の望ましい基準には、市町村教育委員会は、図書館が専門的なサービスを実施するために、必要な数の司書および司書補を確保するよう努めるものとする、とされていることから、遠軽町図書館としましては、正規職員は配置していませんが、嘱託職員として図書館司書を2名配置しております。